

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第 7 条の 6 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員（以下この条において「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会は、同法第 7 条に規定する指針に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるものとする。

第 15 条の 2 第 3 項を次のように改める。

3 前条第 3 項の規定は、介護時間について準用する。

第 16 条第 4 項中「前条第 3 項」を「第 15 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）の施行に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等に関し必要な規定の整備をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。